

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】2
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出
【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】1 1
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出
【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】1 2

◇ 公 告

- 物品調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】1 3

北九州市告示第30号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、北九州市立子どもの館及び北九州市立子育てふれあい交流プラザの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類	金額				備考		
	種別	回数	単位	金額			
児童厚生施設の館	一般	—	円	円	1 利用料金は、前納とする。 2 ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。 (2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。 (3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超え		
	不思議体験コーナー	1人1回	円	円			
	挑戦競技コーナー		円	円			
	探検クイズ		円	円			
	創作コーナー		円	円			
	子育て談話	1人1回	円	円			
	広場	回数	1人1回	円		円	
		券（11枚つづり）					
	不思議体験コーナー、挑戦競技コーナー、探検クイズ	1日	個人	1人		円	円
		共通利用券	団体（15人以上）	1日		円	円

	平台	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	箱馬	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 1 0 円
	蹴込みパネル	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	開き足	1 脚につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	木台	1 個につき 1 時間又はその端数ごとに 1 0 円
	めくり台	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	演台	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円
	演壇	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 7 0 円
	花台	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 5 0 円
	地がすり	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 1 8 0 円
	毛せん	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	上敷	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 2 0 円
	国旗及び市旗	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 5 0 円
	反響板	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 1, 5 0 0 円
音響設備	ワイヤレスマイク	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 5 0 0 円
	マイクロホン	1 本につき 1 時間又はその端数ごとに 1 2 0 円

	マイクロホン スタンド（床 置型）	1本につき1時間又はその端数 ごとに50円
	マイクロホン スタンド（卓 上型）	1本につき1時間又はその端数 ごとに20円
	ミニディスク プレーヤー	1台につき1時間又はその端数 ごとに500円
	コンパクトデ ィスクプレー ヤー	1台につき1時間又はその端数 ごとに500円
	カセットデッ キ	1台につき1時間又はその端数 ごとに250円
	ホール備付音 響システム	1式につき1時間又はその端数 ごとに2,000円
	遊戯室備付音 響システム	1式につき1時間又はその端数 ごとに900円
照明設備	アッパーホリ ゾントライト	1式につき1時間又はその端数 ごとに180円
	ローアホリゾ ントライト	1式につき1時間又はその端数 ごとに180円
	スポットライ ト（500ワ ット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに60円
	スポットライ ト（1,00 0ワット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに85円
	カッタースポ ットライト	1台につき1時間又はその端数 ごとに60円
	ボーダーライ ト	1列1式につき1時間又はその 端数ごとに180円
	サスペンショ ンライト（5 00ワット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに70円

		サスペンションライト（1,000ワット）	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに300円
		ミニライトキット	1式につき1時間又はその端数ごとに90円
映像 設備	大型ビデオプロジェクター	200インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに4,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、48,000円とする。
	その他 の映像 設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スライドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,600円
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに350円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円
		デジタルビデオカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		デジタルビデオディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円	

かり	子ども一時預かり室		800円	1,000円	月から小学校就学の始期に達するまでの者とする。
設備・器具	舞台設備	平台	1枚につき1時間又はその端数ごとに25円		5 営利のための展示会、即売会等を主たる目的とする場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。
		箱馬	1個につき1時間又はその端数ごとに10円		6 仕込み又はリハーサルを目的とする場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。
		めくり台	1台につき1時間又はその端数ごとに25円		7 照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。
		演台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円		8 楽器の額には、調律料を含まない。
		国旗及び市旗	1枚につき1時間又はその端数ごとに50円		
	音響設備	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円		
		マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円		
		マイクロホンスタンド（床置型）	1本につき1時間又はその端数ごとに50円		
		マイクロホンスタンド（卓上型）	1本につき1時間又はその端数ごとに25円		
		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		
		ミニディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		

		コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに250円
		ホール備付音響システム	1式につき1時間又はその端数ごとに2,000円
照明設備		アッパーホリゾントライト	1式につき1時間又はその端数ごとに185円
		スポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに60円
		ボーダーライト	1列1式につき1時間又はその端数ごとに185円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円
		ミラーボール	1台につき1時間又はその端数ごとに185円
映像設備	大型ビデオプロジェクター	120インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに3,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、36,000円とする。
	その他の映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		ビデオカセット・デジタルビデオデ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円

		イスクデ ツキ	
楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円	
展示設備	展示板	1枚につき1日ごとに200円	
その他の設備・器具	テーブル	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円	
	いす	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円	
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1時間又はその端数ごとに75円	

北九州市告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	だいもん矯正歯科	北九州市小倉北区室町二丁目4番5号	令和元年5月1日
新	医療法人だいもん矯正歯科		

北九州市告示第32号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月28日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
たんが調剤薬局	北九州市小倉北区馬借一丁目5番3号	応需先クリニック移転のため	令和元年5月1日

北九州市公告第61号

次の物品について、一般競争入札により物品調達契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年5月28日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容	購入品目及び数量	指揮車 3台
	購入物品の仕様	仕様書に定めるとおり
	履行期限	令和2年2月7日
	納入場所	北九州市消防訓練研修センター（北九州市小倉北区東港一丁目2番5号）
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	有資格業者名簿（注1）に記載されていること。
	所在地	有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
	実績	平成29年度以降において、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した1件160万円を超える物品等供給契約における指名の実績又は契約の履行実績（随意契約によるものを含む。）があること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書提出期間	この公告の日から令和元年6月11日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
5 入札書の受付期間	令和元年6月19日から同月27日まで（注2）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月28日午前9時から午後2時まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和元年6月28日午後2時10分
7 入札及び契約に関する条件	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の5以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	入札方法	総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。
	電子入札案件	この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。
8 落札者の決定方法	契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。	
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この調達に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書及び仕様書は、北九州市技術監理局契約部ホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、第3項に示す場所及び期間において無償で交付する。 (3) この入札に係る競争参加資格確認通知を受けていない者は、当該入札に参加することができない。 (4) 原則として、入札者名義のICカード（注3）を取得し、北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していること。 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2017）とする。	
注1 北九州市物品等供給契約の競争参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項から第5項までに規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		
注3 北九州市電子入札用電子証明書（ICカード）登録要領第3条に規定するICカードをいう。		